

## 追加議案目次

議案第57号	佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について	1
議案第58号	佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第59号	平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）について	5

議案第57号

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

## 佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例

特別職の職員のうち、市長にあつては平成30年4月1日から同年6月30日まで、副市長にあつては平成30年4月1日から同年5月31日までの間における給料月額は、佐渡市特別職の職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第53号）第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から10分の1に当たる額を減じて得た額とする。

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第58号

佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月14日 提出

佐渡市長

三浦 基裕

## 佐渡市奨学金貸与条例の一部を改正する条例

佐渡市奨学金貸与条例（平成29年佐渡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

- (2) 本市に住所を有する者(進学のため転出した者にあつては、転出直前まで本市に住所を有し、かつ、転出直前まで属していた世帯が市内に引き続き存する場合に限る。)であること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号 平成29年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）について

（予算書別紙添付）

議案第59号

《平成29年度 佐渡市一般会計補正予算（第13号）概要》

1. 補正予算について

- ・相川地区統合保育園建設用地の取得に係る経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	49,891,821
補正額	9,710
累計予算額	49,901,531

3. 財源内訳

(単位：千円)

繰入金	9,710
-----	-------

4. 補正項目

(単位：千円)

○相川地区統合保育園移転改築事業【子ども若者課】

補正額：9,710

(事業内容)

相川地区統合保育園建設用地の取得に係る経費
土地購入費 5,889.47 m <sup>2</sup>